

西独逸の職業教育

翻訳者 内田悦弘

I 終戦後の一般教育

ナチズムの支配と戦災とによってそれまで折角整っていた一般教育の学校制度と教育改革の努力はすべて阻まれ、学校は種類を問わず占領軍によって閉鎖され教師は解雇され教育事業の再開は連合軍の諸規定に従うこととなった。しかも東西独逸の分離は両独逸に全く異った二つの教育制度の設置を招いた。即ち東独逸に於ては国家社会主義に基く全体主義的理念が従前に増して強く打ち出され西独逸に於ては民主主義を基調とした制度が強力な要素となった。1945年末、学校が再開されたがすし詰め教室、半分破壊された校舎、2部教授、教材・学習材料の不足、著しい教員の欠乏等悪条件が山積し、1951年度の推定では、就学児童200万が教室不足で規則的授業を受けられずにいた。一方それぞれの占領地区によって占領軍のそれぞれ異なった教育政策の影響が異った結果を招来した。

1949年の基本法

帝政ドイツ時代に於てもワイマール共和国に於ても同じだったように1949年に決められた基本法に於ても西独逸各州の学校・教育制度に対する権限にはそのまま手をつけなかった。基本法は次の原則を規定しているだけである：全学校制度は国の監督をうける。その子供を教育する権利を持つ人々〔両親〕は、宗教教育を受けるか否かについて自ら決定しなければならない。宗教分離主義の教育による学校を除いて公立学校では宗教教育は正規の教科になっている。私立学校設立の権利は保証されている。

学校法に関するその他の原則は各州の憲法中に規定され、学校法 (Schulrecht) そのものは各州の個々の学則 (Schulgesetz) 中に規定されている。すべての者が平等に教育を受ける機会をもつ権利はすべての州において認められている。

各州文教大臣常例会議

学校制度と教育制度について問題全般を調整することが必要であるとの見解から各州の文教大臣は、常例会議 (Ständige Konferenz der Kultusminister) を設置した。中央事務局はボンに在る。会議は共通の問題を討議し勧告を議決する。しかし、これは各州文教大臣や各州議会を束縛はしない。つまり協力作業であり相当の成果を挙げている。また学校制度統一の為に1955年2月各州の首相の協定によって、学年初めは共通に復活祭ときめられ、休暇制度が統一され、教職試験や高等学校卒業試験の相互承認が認められ、ギムナジウム (中・高等学校) の種類を整理し語学授業の系列が統一的に確立された。

義務教育

西独逸に於ける義務教育は満6才で始まり、普通18才で終わる。即ち8年から9年かかる全日制の国民学校の義務と、それに続く通例3年（満18才になるまで）の実業学校とに分かれている。実業学校は定時制の学校で職業教育が並行的に行なわれる。

児童は皆まず国民学校に入学する。最初の4年間を基礎学校（Grundschule）といつてすべての児童と一緒に授業を受け総合教育が行なわれ創造的活動を学び郷土の知識を教えらる。特別科目として宗教がある。

4年級を終えると児童は両親の選択に従い、上級の学校へ移るか国民学校に残ることが出来る。国民学校は更に4年して終る。州によっては5年かかるところもある。この歳月の間に国民学校はそこに残った生徒たち一以前は80%だったが現在では約73%一が成長してのち職人・商人・または職工の道に進み、職業生活の苦しさに耐え、そして実生活に於て成功することが出来るように教育を与える。

中学校、高等学校

中学校は実科学校とも呼ばれ基礎学校の上に作られている。6年間で行政、商業、工業、家政及び技術について中等程度の職業訓練の前提としての一級上の一般教養を受ける。現在同年の児童の約10%が中学校に通っている。高等学校（ギムナジウム）は資格を要する職業の爲めの一般精神的基礎教養の場である。大学入学資格を得る迄9年かかる。現在同年の生徒の約17%が通っている。以上が一般教育の学校のあらましである。

国民学校の義務教育を一律9年に延長する問題

最近国民学校（Folksschule）の義務教育を一律9年に延長しようとする動きが活発化している。これは一般教育としての技術教育を振興拡充しようとする自由主義諸国の一般的傾向を強く反映するものである。即ち延長された最後の一年間を職業発見の時期としてこれに独特の機能を与えようとしていることを意味する。これによって現在の国民学校の卒業者の学力では産業界の要望する技術を習得出来ない面をカバーして、学業から労働への移行を円滑にし彼等が得た知識や技能を職業的活動（Vocational Activity）に応用するように指導しその爲めにこそ技術科の教育を拡充しようとするものである。

II 職業教育

一般教育の学校制度の上に、西独逸では、職業学校制度がある。これは、実業学校と職業専門学校とに区別される。

A 実業学校

国民学校をでた少年にとっては3年間または、修業期間が終わるまで義務学校になっている。その通学は義務である。その少年が修業関係や実習関係で実際的な職業教育を受けていても、その他の労働関係で養成を受けていても、また生業を持っていない場合でも同じである。実業学校は実際の職業訓練と並立する爲めにそれは定時制の学校である。即ち1週間或は2週間で合計5時間ないし12時間の授業が行なわれる。両親と雇主はその子供、あるいは

徒弟に実業学校の授業を受けさせる義務がある。この職業教育は修業関係、または養成による関係からその特殊使命を全うする為めに、同じ職業のまたは同系統の職業の生徒を商工業や農業や家内経済或は鉱山業等の各専門クラスにまとめ、その授業を特殊な職業上の要請に適応させている。卒業試験は手工業会議所・工業会議所・商業会議所または農業会議所で各会議所と実業学校の代表者たちが、共同で試験を行ない成績は職人または店員証書となる。実業学校に於ける教育は職業についての理論的専門的授業のほかに職業に関係のある一般教育をも施して社会的観念を呼び起すことに努力しているが、専門別の行き過ぎは避ける方針がとられている。それは後日そこから専門職業への形成いわゆる基礎職業（Wurzelberuf）を促す基礎教育だからである。

1962年独逸職業学校教師連盟の第7年次職業学校記念日の勧告決議

職業学校教師連盟は1962年の第7年次記念日に当って次の様な勧告を決議した。それによると『16才未満の者はすべて教育を受く可き義務があるが、賃銀をかせぐ義務を負う可きでない。また義務教育の期間は9年を原則とし（この1年延長案は殆んど同意されたが）更に1年延長しこの10年度目の教育は主として来る可き職業生活への即ち学業から労働への円滑な移行の為めの教育指導期間とす可し』と勧告するものである。

前述の国民学校義務教育一律9年延長問題とからんでこの勧告の主眼とする16才未満の者に賃銀をかせぐ義務を負わず可からずとする主張は各方面に反響を呼んだ。即ち現在に於ても教師数は不足し校舎の不足も甚しい事情の下では一般教育を1年間延長することは少年たちに賃銀を得ることを断念させる結果となり、その家庭に経済的犠牲を強いることになり、殊に上記勧告はこの犠牲を義務化する懸念がありまた特に早期に技術を教える方が効果があると主張して来た産業界にとってもそれが出来なくなる等の理由から反対論が特に現在賃銀を得ている家庭方面及び産業界から出されている。そもそも前述の義務教育期間延長説は西独逸連邦各州文教大臣常例会議や産業界の一部、また教員組合から支持されており、ここに賛否両論の中に立たされた自由主義国の科学技術教育振興の悩みがうかがわれる。

B 職業専門学校

職業専門学校の授業は単に職業訓練と並立するばかりでなく職業訓練そのものを与える。毎週全時間を用いる1年ないし数年にわたる課程で、職人試験またはそれに相当する試験で終わる完全な産業職業教育を与え、または商人事務員の職業に対する基礎教養を与える。この種の学校では商業・経理・家政・育児・体育など専門方面が重きをなす。従って生徒の大半は女子である。入学の条件は国民学校修了または中学校修了が比較的重視されている。但し若干の職業に限り高等学校卒業を条件としている。

C 専門学校

義務教育と無関係に専門学校への通学がある。この学校は職業教育を自分の意思で完成するものである。年齢は最低18才が条件である。約50種の各種専門部門に分類されているが、その内重要な学校としては、農業学校、園芸学校、林業学校、建築学校、鉱山学校、土木学

校、航海学校、女子専門学校、社会事業学校、看護学校、工業技術養成学校等である。

この種の学校の場合、商業・貿易・管理の職業のための学校は少ない。これは主として前記Bの部門に属する教育である。

専門学校の教育目的の多様性と個々の課程の多岐性の故にその教育期間の区別は、1学期（半年）から8学期まである。生徒の大多数は4学期まで通う。生徒の約1/4が5学期とそれ以上の学期にわたる課程を勉強する。特に土木学校、建築学校の場合然りである。

西独逸に於ける上記各種職業学校の年度別学校数、生徒数及び専任教師数は次の通りである。

ベルリン（西）を含むドイツ連邦共和国における
職業学校制度

対 象	1950年 ¹	1953年 11 月	1956年 11 月	1957年 11 月	1958年 ² 11 月
学 校					
実業学校……………	6,767	5,612	3,782	3,289	2,899
職業専門学校……………	875	1,093	1,307	1,419	1,501
専門学校……………	1,410	1,796	1,947	1,955	1,998
合 計……………	9,052	8,501	7,036	6,663	6,398
生 徒（1,000 単位の表示）					
実業学校……………	1,699.2	2,127.0	2,269.3	2,094.4	1,979.8
そのうち：男子……………	992.9	1,203.7	1,272.8	1,175.7	1,108.5
女子……………	706.3	923.3	996.5	918.7	871.3
職業専門学校……………	88.1	129.5	155.6	157.8	161.3
そのうち：男子……………	23.2	35.3	44.1	43.1	45.3
女子……………	64.9	94.2	111.5	114.7	116.0
専門学校……………	112.5	134.1	159.1	154.7	162.7
そのうち：男子……………	78.5	90.1	105.0	100.0	101.9
女子……………	34.0	44.0	54.1	54.7	60.8
合 計……………	1,899.8	2,390.6	2,584.0	2,406.9	2,303.8
そのうち：男子……………	1,094.6	1,329.1	1,421.9	1,318.8	1,255.7
女子……………	805.2	1,061.5	1,162.1	1,088.1	1,048.1
専任の教師（1,000 単位の表示）					
実業学校……………	15.6	19.4	22.2	22.8	24.0
職業専門学校……………	4.0	5.6	6.6	7.0	6.3
専門学校……………	6.8	7.8	8.5	8.6	8.8
合 計……………	26.4	32.8	37.2	38.4	39.1
教員一人当たりの生徒					
実業学校……………	109	110	102	92	83
職業専門学校……………	22	23	24	23	26
専門学校……………	17	17	19	18	18

1 晩秋。ヘッセンとバイエルンの両州は1950年春。

2 ラインランド、プフェルツ州では、実業学校と職業専門学校が6月1日。

実業学校数の減少は、多数の小実業学校が、より大規模で、多数の専科をもつ実業学校に合併されたために起こったものである。

資料：連邦統計局。

一般教育学校制度下に於ける年度別生徒数対比
(小・中・高校別, 男女別)

単位 1,000 名

	1950	1953	1956	1957	1958
国民学校(小学)	6,377.1	5,382.0	4,796.3	4,774.8	4,782.4
男	3,235.1	2,727.1	2,433.1	2,425.3	2,429.2
女	3,142.0	2,654.9	2,363.2	2,349.5	2,353.2
中学校	199.0	313.9	341.4	337.6	335.5
男	91.8	145.2	157.9	156.7	156.9
女	107.2	168.7	183.5	180.9	178.6
高等学校	629.0	762.4	811.8	806.3	810.2
男	374.0	454.0	484.9	482.2	485.7
女	255.0	308.4	326.9	324.1	324.5

Ⅲ 徒弟訓練教育

1962年の調べでは、西独逸に於ける徒弟の数は約130万人であった。各職場で彼等を訓練する費用は各企業主が8割、政府が約2割の割合で負担する。産業界のこの財政負担は事業体が支払う或る特別税の特別免除を可能ならしめる。1953年から1958年までは、ベルリンでは、青少年の失業対策としてこの種の税が徴収されていた。多くの企業主が政府の助成金を受けたいばかりに、未就職徒弟を採用して既存の雇用者を辞めさせるような傾向になったことが論議されたのはこのためであった。しかしながら特別の基金を設定してそれによって財政的支持を受けるような連邦単位の職業訓練を実施してはどうかという必要はない。若しそのようなことにでもなれば、基金の配分について政治的決定がなされるであろうし、それによってある産業や企業体は恩恵を受け他の産業や企業体は恩恵を受けないことになるであろう。また基金自体も段々増額するであろうし、政府側からは企業体の自主的な事業内実務訓練に直接影響力を及ぼそうとする手段を持つようになるであろう。また一般企業体とは別に他の職業訓練施設機関方面からもこの基金の助成を受けたがる要望が出るであろう。政府自体もこれらの問題に関する財政的参加に深入りしないようにこの基金制度に仕事を委譲するかも知れない。何れにしてもこのような成り行きは企業界全般にとっては好ましくないとされている。従って徒弟訓練を実施している企業体に助成金を交付するという条項を含んだ新しい職業訓練法制定の提案は現状では困難である。

●企業体に於ける徒弟の職業訓練の実情

各企業体が職場で実施している徒弟の職業訓練の実情を知るよすがとして更にまた将来の動向に対する示唆として1962年の各業界代表者会議の職業訓練組織に関する決議を紹介してみよう。

1962年5月、各工業、手工業、農業、小売業、輸出入業、銀行保険業、ホテル食堂営業、等各業界の雇用主代表者を以って結成された独逸国民組織 (The National German Orga-

nizations) は共和国独逸に望ましい職業訓練組織について次の要旨の決議をした。

『職業訓練に対して政府の権力を以ってする中央集権的官僚主義的規則を導入することは望ましくない。現在職業教育について工業会議所、商業会議所、手工業会議所関係を中心として約8万名の人々が職業試験委員会(The Trade Examination Commission)に於て働いているが、これに伴う諸経費は何等納税者の負担をわずらわすことなく自己負担で賄っている。独逸に於ては他の何れの国よりも数多くの徒弟が実際の職業訓練を受けている。徒弟制度の下で現在職業訓練を受けている青少年の数は約130万名である。年間各企業体が職業訓練に支出する費用総額は約250万ドイツマルク(DM)である。職業訓練が経済各部門の要請に応じて発展し、しかも近代的要望に常に応じて進められている事実は現在の職業訓練体制があればこそである。訓練諸計画はそれ自体内容が充実しており明瞭に調整されている。諸計画は出来れば何時でも相互調整される。これ以上何等の一元化または格一化を必要としない。現在各制度ともその訓練制度の分野が工業、商業、手工業、農業その他何であろうとも何れも自主的運営を実施している。かかる現状に於て若し政府が権力的介入をするならば進歩は阻まれ、かえって経費の増大を招くであろう。独逸の実業界は現在の職業訓練制度をより善くすることには直接関心を持つものである。故に例えば職業試験制度を法制化して基本職業の訓練を法的に公認したり、ふさわしくない企業体には訓練の実施を禁止したりする法律的措置(立法化)には賛成の意を表するであろう。若し左様な法律が出来るとしてもそれは職業規則(The Trade Regulation: Gewerbeordnung)に対する修正としての法文化であり、現在実施中の職業訓練制度機構をくつがえすものであってはならない。要は現行制度の持つ柔軟性を保持することであり、それこそはすべての青少年及び独逸経済全体の共通の利益に寄与するのである』

●徒弟の企業内職業教育と実業学校に於ける職業教育との関係

14才若くは15才で全日制の義務教育を修了した国民学校卒業生の大部分は徒弟契約の下に雇用されて雇用労働に従事し修業関係や実習関係で、職場内で実際の職業教育を受け計画的に職業の実際に必要な知識と技能の指導を受けているが、また同時に彼等が18才に達するまでは、雇主はその徒弟を定時制の実業学校に通学させる義務があり、いわゆる基礎職業形成の基礎教育としての授業を受け、職業についての理論的な授業(専門知識・専門上の計算・専門上の製図)及び職業に関係ある一般教育(ドイツ語・社会学・宗教)を受け社会的観念をもよび起すのである。但し実業学校に於ける職業教育や理論的授業は直接徒弟契約制度そのものとは関係がないのであり、雇主の下で受ける修業期間中の実際の職業訓練と定時制の実業学校に於ける職業教育とは併立的関係にあるのである。即ち雇用契約の下で所定の実際訓練期間を経て半熟練工または熟練工への道をたどりつつ、それと併行的に実業学校の最終コースに於て卒業試験によって職人としての資格証書を得る訳である。

(註:最初の職人試験[学科・技術とも]を合格して所謂1級の職人となり始めて工場で機械等を動かす資格が与えられ、その後技能の向上に応じて8級程度に至って熟練工といわ

れ、11級以上程度から職長（フオアマン）となり最上級技能者即ち工場長（課長クラス）に至って所謂マイスター（Master craftsman）と呼ばれる）

●徒弟訓練に要する経費

各種の企業体に於て徒弟訓練の経費を職業訓練運営費計算の基準によって算出しようとする試みがなされた。その際計算の要素として考えられたのは、徒弟に支払われた教育補助金、職業訓練教師の賃金、諸税、教材費、設備償却費、教室費、管理費その他の間接費等であった。これらの要素と訓練を実施する職場に於ける生産的効果との比較がなされた。徒弟工員たちが生産作業に費した時間も計算された。徒弟の訓練期間を一応3.5年を基礎として考えた。訓練第三年度に於ける徒弟の一時間当りの生産率は熟練工のその36—50%に相当すると見積られた。そして第四年目では51—75%に相当すると見積られた。職種次第では例えば金属加工では特別職場訓練のお蔭で訓練費の約3/4は徒弟工員の生産的作業でカバーされた。従って事例研究によって得た結果として全訓練期間を通じて徒弟一人当りに要した雇用主の負担経費純額は2,328 ドイツマルク（DM）であった。

訓練費算定の基準法則は別にある訳ではなく、それは企業の規模や職種によって異なるし、訓練費の経済的はねかえりの算定調査は困難であり特に手工業関係の場合然りである。何故なら訓練の指導に当る上級技能者が訓練に費す“時間のロス”がなお問題として残るからである。

●職業訓練と職業指導の改善強化に関する独逸職業訓練協会の勧告

1961年11月独逸職業訓練協会の産業訓練委員会は職業訓練の強化改善に関し、次のような勧告を出したがこの趣旨は今なお価値あるものとして尊重され、特にこの勧告は各企業体に於ける作業時間の短縮に伴う訓練時間の損失を補う為めの職業訓練強化に関する項目別の方途を示しているののでここに紹介して見る。即ち

1. 各人の技能をそれぞれ活かす為めの適材適所主義を実現する為め、職業指導の範囲を拡大すべきこと。すべての職業について適性を考慮すべきこと。（これらの要素は未だ全職業にわたって知られていない現状である）
2. 職業の明確な区別分離がない。従って現行の職務記述書（trade descriptions）訓練計画（syllabi）検定試験（examination and aptitude tests：適性検査）の改正が必要である。
3. 産業訓練センターや研究所施設の増加及び資格が公認された技術指導員の増員が必要である。特に小企業の為めの共同の訓練センターの設置が望ましい。
4. 現場訓練は作業時間割、作業切換計画、中間作業調整に従って系統的に体系付けられるべきこと。
5. 訓練教材の利用を確保し、指導員が訓練教育を方法論的に探求出来るように措置すること。
6. 産学協同のより一層の緊密化を期すること。工場側の指導員と職業学校教師の協力及

び職業訓練計画の相互間調整が必要である。公民科の教課指導を強化すべきこと。

7. 教育的可能性から最も良いものを引き出すように青少年の勉強を奨励すべきこと。彼等は自分の余暇を活用して知識や見解を広めるべきこと。

8. 教師、指導員の訓練と良き後継者の選択によって指導者自身の資質向上を計るべきこと。

●小企業に於ける職業訓練に関する諸問題

A. 小企業に於ける徒弟数の減少傾向に対する企業者側の態度

前記勧告の第3項にも述べられたように、小企業の為めの共同訓練センター設置の問題に関連して先ず小企業に於ける訓練効果の点はどうであろう。この点に関し独逸手工業組合は次のように強調する。即ち一般には大企業については周知されているが小企業については余りよく知られていない、従って手工業や小企業の持つ役割や機能について社会的啓蒙が必要である。それには小企業とその日常生活に及ぼす影響の利点や重要性を強調すべきである。小企業内に於ける良き人間関係、仕事の融通性、自主独立性、訓練の行き届く点、等が一般に知られてほしい特色である。若年労働者が自己の現在の職業をとかく天職として考慮しなくなると、大企業に転向して社会的安定を得たがるような傾向になるが、それは彼等が手工業に於ける健全な訓練が与え得る安定性を見逃しているのであり、また手工業社会が醸成する社会的支持と立場をも見逃しているのである。手工業界こそはいわゆる職人仲間の気持ちや奉仕の精神の高い基準を持っている。従ってこれらの要素を強調すべきである。その為めには手工業を広報する為めの特別の機関誌の発行や技能養成工の為めの新聞の発行等が必要である。

然るに現状は手工業や小企業に於ける徒弟の希望者は年々減少しつつある。その主な理由は国民学校卒業生の中で直接産業界や職業に進む者の割合が減少し、若者たちは中学校や上級学校に進学したがる者が増加して来たからである。本来は徒弟の大部分は国民学校（小学校）卒業生で占めている。ところが反面中学校や上級学校進学及び卒業の割合が近年増加しつつあって、彼等は企業内の職業訓練や手工業関係の職業訓練を受けたがらないのである。彼等の大多数は技術系若しくは商科系の大学で、より進んだ訓練を受けることを志願するようになった。（この志願数の増加率は1950—51年に於て男子生徒の2%が10年後の1960—61年には11.2%に増加している）かかる傾向は小企業や手工業界に於ける職業訓練にとって都合が悪いのである。企業体が徒弟に対する需要を充し得る可能性は減少して来た。そして手工業としては徒弟制度そのものに高い格付けをするように努力し、より高い教育水準を持った若者たちをひきつけるように措置しなければならない。

B. 中小企業体の徒弟訓練強化対策

中小企業の作業現場では屢々充分広い訓練の出来る設備を持たないことがある。その為めには適当な手段を講じなければならない。場合によっては企業体相互間で臨時に見習工を交換して訓練し効果を挙げている。また特別訓練工場の設置や特定訓練コースの設定が訓練推

進に寄与し得る。これらの設営は手工業組合（手工業会議所）で手配する。この種の方策は現に北ライン河ウエストフェリアに於て実施されており約750箇所の作業場が存在する。また徒弟の基礎訓練に必要な施設を持つ余裕のない小企業体は商業会議所の設置運営する訓練センターに自分達の徒弟を第一年度目に半年若しくは一年送り込んで雇用見習期間中の職業訓練を経験豊かな指導員の訓練指導にまかせる例もある。各会議所や手工業組合の如上の訓練措置に対しては各州政府の財政的支援が与えられる。また如上の特別訓練の為めの教室が不足している場合、職業学校に相談をもちかけてみる。大底の場合学校側は工場の方で提供する教室用備品を設置する場所を用意してくれる。そのかわり学校側も実習の目的でその設備を利用することが出来る。

通常3カ年の徒弟見習期間制度の下で最後の年の終りにその職種の唯一回の職人試験が実施されて来たが、最近この制度は或る程度改変されて、各年度毎に中間試験をして訓練の促進と訓練上の弱い点の補強を計る配慮が加えられたことは徒弟訓練強化に資するところが大きい。

なお手工業組合側が徒弟の職業訓練改善策の一案として、徒弟の修学旅行（技能向上に資する工場見学を含む）や徒弟試験に於ける好成績者に対する賞品授与、修業期間修了を記念する終業式、徒弟の作品展示会、技能競技会の開催等が提案され一部実施されつつある。

IV 職業学校で働く教師の訓練教育

戦後から最近の2, 30年間に職業学校で働く教師（Vocational teachers）の養成教育も色々変化したのも、職業教育の意義の増大とこれら教師に課せられた高度の社会的要請がもたらしたものである。その教育の期間と種類とは各種実業学校、職業専門学校、専門学校の場合で異なるが、以下現在実施している職業教師（指導員）の訓練の概要を紹介して参考に資したい。

●職業訓練教師の養成の基本的原則及び一般組織に関しては、各州文教大臣の責任下にあるが、ある程度の統一化が各州文教大臣常例会議を通じてなされた。この常例会議については本文の始めにも述べたとおり一種の諮問審議機関の役割を果すものであり、その審議の結果の決議事項は各州政府の承認採択によってのみ実施に移される。

●職業訓練担当教師の養成訓練の実施機関は職業教師訓練研究所（Berufspädagogisches Institut）である。これらの研究所は大抵の場合各一般大学若しくは商科系、工科系の単科大学に附設されている。また農業教育の系統はその為めの専門的国立研究所或は職業教育研究所で訓練を実施する。

原則として各専門別の職業教師訓練コースの全課程がそれぞれ一箇所の研究所で実施されるものであり、課程の中途に於て一つの研究所から他の研究所への移行は許されない。但しこの訓練制度に弾力性をもっと与える為めに各州間で研究所相互間の移行を可能ならしめようとする努力はなされている。また入所条件や入所試験の必須要件等に関する均等化の傾向

は著しく増大している。訓練コースの教課課程についても各大学の各部と研究所間とに於て大体協合している。即ち研究所は大学レベルの組織体である。

●入所要件

職業教師研究所の入所要件としては、入所希望者が中等学校修了者であって、大学入学資格を有し、実際の活動の経験即ち雇用関係に於ける一定期間の実務経験を有する事が必要である。また年齢的には平均20—21才である。(ハンブルグでは入所条件としてその専門職種の見習経験後最終の徒弟試験合格者であることを必要としている)

●熟練工員や雇用中の他の工員達で特に将来この職業教師研究所に入所する為の資格を取りたいと希望する人々の為めに特別の夜間コース及び特別の昼間コースが設けられている。このコースのねらいは彼等を普通の中等学校卒業レベルにまで引き揚げざる為めである。しかし実状としてはこの特別コースを経て研究所に入所し職業教師となった者は極めて少ない。

●入所後の訓練期間

職業学校教師としての資格を取得するまでには6年ないし8年の実習及び研究を要する。研究期間は商科系では8学期、工業、農業では8学期か6学期また農業実科学校教師となる為めにはより短期ではあるが、そのかわり長い教職在任が前提条件である。第一次国家試験若しくは大学試験で研究期間を終了するが、近年は一般に2年間の予備勤務(The probationary period: Vorbereitungsdienst)がつけ加えられている。それが済んで第二次教育国家試験を受けなければならない。実際問題として土木学校の講師の大部分は工学士であるが、彼等は予備勤務と第二次国家試験をしない代りに、大学試験後長年にわたって実際活動をして来たことを、その教職に就くに当って証明しなければならない。

●入所生に対する経済援助

職業学校教師研究所の学生は各大学の学生が享受していると同様の研究助成金または研究費(study grants and stipends)を受ける資格がある。

●研究所の教職員

職業教師研究所は大学レベルの組織体であるから、そこで将来の教師達の指導に当る人々は当然大学レベルの教授の資格を有するのみならず、教える仕事のほかに技術的問題に関する科学的調査研究を担当する。彼等は高度の教授法と共に理論と実際の密接な結び付きに関する重要な使命を負はされている。

以上の資料は主としてC. I. R. Fの關係文献を翻訳参照し、併せて駐日ドイツ大使館顧問ブルーノ・レーア(Herr. Bruno Lehr)氏と直接対談の際の口述を翻訳とりまとめたものである。